

## 静岡県告示第401号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月24日

静岡県知事 川勝平太

1の(1)のイの(ア)のb中「5,714,000円」を「6,285,000円」に改める。

1の(2)のアの(カ)中「1,160円」を「1,180円」に改める。

1の(3)のウの(七)の表中「18,800円」を「18,700円」に、「24,200円」を「24,000円」に、「35,800円」を「35,600円」に、「42,800円」を「42,500円」に、「54,200円」を「53,900円」に、「7,900円」を「7,800円」に、「31,200円」を「31,000円」に、「40,400円」を「40,100円」に、「56,200円」を「55,800円」に、「65,700円」を「65,300円」に、「82,700円」を「82,200円」に、「11,400円」を「11,300円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「8,300円」を「8,200円」に、「12,400円」を「12,300円」に、「15,100円」を「15,000円」に、「19,000円」を「18,900円」に、「10,000円」を「9,900円」に、「13,000円」を「12,900円」に、「18,400円」を「18,300円」に、「21,900円」を「21,800円」に、「27,600円」を「27,400円」に改める。

1の(6)のイの(ア)中「595,000円」を「655,000円」に改める。

1の(6)のイの(イ)中「300,000円」を「318,000円」に改める。

1の(8)のウの(イ)中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改める。

1の(9)のウ中「215,200円」を「213,800円」に、「172,000円」を「170,900円」に改める。

1の(12)のイ中「137,900円」を「138,300円」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和4年4月1日から適用する。